



賞与からの社会保険料控除について

- ◆ 2020年3月の協会けんぽ保険料率および介護保険料率の改定後、各保険料率に変更はありませんので、冬の賞与計算の際は6月にお送りしている「賞与からの社会保険料控除額表」をそのままご利用いただくことが出来ます。お手元に見当たらない場合にはお手数ですがご連絡を頂戴できれば、すぐにお届けいたします。
(注 健康保険組合にご加入の事業所様の健康保険・介護保険料率は下記と異なります。)

[参考] 2020年12月1日現在の社会保険料の料率は下表のとおりです。 料率： / 1000

	適用料率	会社負担	従業員負担
厚生年金保険（一般）	183.00	91.50	91.50
健康保険（協会けんぽ；岩手県）	97.70	48.85	48.85
介護保険（第2号被保険者）	17.90	8.95	8.95
子ども・子育て拠出金	3.60	3.60	—
計	302.20	152.90	149.30

子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得について

- ◆ 現在、1日単位または半日単位での取得が認められている子の看護休暇・介護休暇について、令和3年1月1日より、全ての労働者が時間単位で取得できるようになります。労働者の方にとっては、非常に使い勝手のよい制度になりそうです。なお、取得した時間を有給とするか無給とするかは事業所様の判断となります（就業規則がある場合は、その規定によります）。

新型コロナウイルス関係

◆ 【雇用調整助成金】

下記の条件に該当する場合、令和2年12月31日までの特例措置として、従来の雇用調整助成金に比べ助成率を高く、かつ要件を緩和し支給されています。厚生労働省は特例措置を令和3年2月28日まで延長することに決定しました。

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
2. 最近1か月間の売上高（収入）が前年同月比5%以上減少している
3. 労働者を休ませ、休業手当を支払っている

助成金申請に関しましては、当事務所にご相談下さい。

◆ 【職場における感染予防】

岩手県内においても新型コロナウイルス感染が拡大しています。寒さが厳しくなってくると、換気を怠ったり、風邪の症状が出て出勤したり（またそれを認めたり）という状況も考えられます。いま一度、職場でできる感染防止対策について検討していただくことが重要です。別添のチェックリスト（厚生労働省が公表したものを、一部当事務所にて加工）をご活用下さい。